

ベストレンタル株式会社

補償制度約款

第1条（目的）

本約款は、ベストレンタル株式会社（以下「当社」といいます。）が締結するレンタル契約に付随して適用する補償制度（以下「本制度」といいます。）について、その補償内容、適用条件その他の必要な事項を定めることを目的とします。

第2条（本制度の適用）

本制度は、当社とお客様との間でレンタル契約が締結された場合に、当該レンタル契約の対象となるレンタル物件について自動的に適用されるものとします。

本制度の適用は任意とし、お客様が本制度を利用する際の定めを記載するものとします。

本制度の具体的なサポート内容、サポート限度額、お客様ご負担金、サポート料その他の条件は、別途定める「サポート内容一覧」その他当社が定める書面等によるものとします。

本制度はレンタル契約に付随して適用されるものであり、本制度のみを単独で利用することはありません。

第3条（レンタル約款との関係）

レンタル物件の貸渡し、使用、返却その他レンタル契約に関する事項については、別途定める「レンタル約款」によるものとします。

本制度のサポート、サポート料、サポート対象外その他本制度に固有の事項については、本約款によるものとします。

レンタル約款と本約款の定めが抵触する場合、本制度に関する事項については本約款の定めを優先するものとします。

第4条（サポート料）

お客様は、本制度の適用に伴い、当社が別途定めるサポート料を支払うものとします。

サポート料の額は、レンタル物件の種類、レンタル期間、サポート内容その他の事情を勘案し、当社が別途定める「サポート内容一覧」によるものとします。

サポート料は、レンタル料金と併せて請求し、レンタル料金と同一の方法によりお客様から徴収するものとします。

サポート料は、レンタル料金とは別に算定されるものとします。

第5条（サポート期間）

本制度のサポート期間は、原則として、当社がレンタル物件をお客様に引き渡した時から、レンタル契約に基づき当社へ返却された時までとします。

レンタル期間の延長その他レンタル契約の変更がある場合の本制度の取扱いについては、当社が別途定めるところによります。

無断延長その他レンタル契約に違反した状態における補償については、第13条（サポート対象外）の定めによります。

第6条（動産サポート）

本制度における動産サポートは、レンタル物件について、事故その他当社が定める事由により生じた損害を対象とします。

サポート対象となる事故、損害の範囲、サポート限度額、お客様ご負担金、その他の条件は、「サポート内容一覧」および当社が本制度のために加入する保険契約の内容に基づき定めるものとします。

動産サポートの対象となる損害についても、第13条（サポート対象外）に該当する場合はサポートの対象外とします。

第7条（動産サポートの対象となる損害）

前条の動産サポートにおいて対象となる損害は、原則としてレンタル物件の破損、損傷、滅失または盗難等、当社が定める事故によって生じた損害とします。

修理費、代替費用その他サポートの対象となる費用の範囲および算定方法は、「サポート内容一覧」および本制度のために加入する保険契約の定めによるものとします。

第8条（お客様負担金）

動産サポートの対象となる損害について、お客様には、事故の内容、レンタル物件その他の条件に応じて、当社が別途定めるお客様ご負担金をご負担いただく場合があります。

お客様負担金の額および適用条件は、「サポート内容一覧」に定めるものとします。

第9条（賠償責任サポート）

本制度における賠償責任サポートは、お客様によるレンタル物件の使用に起因して、第三者の身体または財物に損害を与え、お客様が法律上の損害賠償責任を負担する場合において、当社が定める範囲の損害を対象とします。

サポート限度額、サポート対象となる損害、お客様ご負担金、その他の条件は、「サポート内容一覧」および本制度のために加入する保険契約の内容に基づき定めるものとします。

法律上の損害賠償責任が発生しない損害、ならびに第 13 条（サポート対象外）に該当する損害は、サポートの対象外とします。

第 10 条（賠償責任サポートの対象費用）

賠償責任サポートの対象となる費用の範囲は、法律上の損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用その他当社が必要かつ妥当と認める費用のうち、当社が定める範囲とします。

前項の費用について、サポート限度額その他の条件は、「サポート内容一覧」および本制度のために加入する保険契約の定めによるものとします。

第 11 条（お客様が加入する保険等の優先）

本制度の対象となる損害について、お客様が加入する保険その他の補償制度（以下「お客様の保険等」といいます。）により補償を受けることができる場合は、原則として、お客様の保険等による補償を優先して適用するものとします。

お客様は、事故が発生した場合、お客様の保険等により補償を受けることができるときは、当該保険等に対して必要な保険金請求その他の手続を行うものとします。

お客様の保険等により損害の全部が補償される場合には、本制度から重複してサポートを行わないものとします。

お客様の保険等により損害の一部のみが補償される場合には、本制度のサポート対象となる範囲に限り、その不足額について本制度を適用することがあります。ただし、本制度のサポート限度額、お客様ご負担金、サポート対象外その他の条件を超えてサポートするものではありません。

お客様は、当社から求められた場合、お客様の保険等の加入状況、補償内容、保険金請求の状況、支払われた保険金その他本制度の適用判断に必要な事項を当社に申告し、資料を提出するものとします。

第 12 条（当社が加入する保険との関係）

本制度のサポートは、当社が本制度の運営のために加入する動産総合保険、賠償責任保険その他の保険契約を基礎として運営するものとします。

本制度のサポート内容は、当社が加入する保険契約の補償範囲、保険金額、免責事項その他の条件を踏まえて定めるものとします。

当社が加入する保険契約において保険金が支払われない損害については、本約款または「サポート内容一覧」に別段の定めがある場合を除き、本制度においても補償しないものとします。

第 13 条（サポート対象外）

次の各号のいずれかに該当する損害については、本制度によるサポートの対象外とします。

- ① お客様がレンタル契約に定める返却期限を経過した後も、当社の承諾を得ることなくレンタル物件の使用を継続している期間中に生じた損害。
- ② お客様がレンタル契約に定める使用目的、使用方法、使用場所その他の条件に違反してレンタル物件を使用したことにより生じた損害。
- ③ お客様が当社の承諾なくレンタル物件を転貸、譲渡、または第三者に使用させている間に生じた損害。
- ④ お客様がレンタル契約または当社の指示に違反し、その違反と相当因果関係のある損害。
- ⑤ お客様またはその役員、従業員その他関係者の故意または重大な過失によって生じた損害。
- ⑥ 戦争、内乱、暴動、地震、噴火、津波その他、当社が加入する保険契約において補償の対象外とされている事由によって生じた損害。
- ⑦ お客様が虚偽の申告をし、または事故の発生原因、損害状況その他重要な事項について事実と異なる説明をした場合における、当該申告または説明に関連する損害。
- ⑧ 道路交通法、労働安全基準で禁じられている行為を行っての事故。
- ⑨ 事故を起こした加害者と被害者が同じ勤務社内（派遣社員・パート含む）および下請会社等の場合。また、警察に届け出のない場合。（対人賠償）
- ⑩ 事故を起こした加害者が会社の管理下にある財物を破損させた場合。（対物賠償）
- ⑪ 第三者（他人）の財物使用不能損害（事故による店舗休業等）による間接損害。
- ⑫ その他、「サポート内容一覧」または当社が加入する保険契約において補償対象外とされている損害。

前項各号に該当するか否かについては、レンタル契約の内容、本制度の内容、事故の発生状況その他必要な事項を確認のうえ、当社が判断します。

第 14 条（事故発生時の通知）

お客様は、本制度の対象となる可能性のある事故が発生した場合、速やかに当社へ通知し、事故の発生日時、場所、原因、損害状況その他当社が求める事項を報告するものとします。

警察、消防その他の公的機関への届出が必要または適切と認められる事故については、お客様は必要な届出を行うものとします。

お客様が正当な理由なく前各項の通知または報告を怠ったことにより、損害の確認または保険金請求等に支障が生じた場合には、本制度のサポートを受けられないことがあります。

第 15 条（損害確認および調査への協力）

お客様は、当社が損害の確認、事故原因の調査、保険金請求その他本制度の適正な運営に必要な調査を行う場合、これに協力するものとします。

当社は、必要に応じて、事故現場の確認、写真その他資料の提出、修理見積書、事故証明書、警察への届出資料その他必要な書類の提出をお客様に求めることができるものとします。

第 16 条（サポート額の決定・動産）

本制度によるサポート額は、「サポート内容一覧」に定めるサポート限度額、お客様ご負担金、その他の条件を適用して算定するものとします。

サポート額の算定にあたっては、修理費、時価額、代替費用、その他事故の内容に応じた合理的な方法にするものとします。

同一の損害について、お客様の保険等その他の補償制度から支払われる保険金がある場合は、第 11 条（お客様が加入する保険等の優先）の定めを適用します。

第 17 条（代位）

本制度に基づき当社がサポートを行った場合において、当該損害について第三者に対して損害賠償請求権その他の権利があるときは、法令上認められる範囲において、当社または当社が加入する保険会社はその権利を取得する場合があります。

お客様は、前項の権利の行使に必要な範囲で、当社または当社が加入する保険会社に協力するものとします。

第 18 条（不正請求等）

お客様が、故意に事故を発生させた場合、虚偽の申告を行った場合、損害額を不正に申告した場合その他不正な方法により本制度によるサポートを受けようとした場合は、本制度によるサポートを行わないものとします。

前項の場合において、当社が既にサポートを行っているときは、当社はその返還を請求することができるものとします。

第 19 条（本制度の変更）

当社は、法令の改正、当社が加入する保険契約の変更、事故発生状況、その他の事情により必要と認める場合、本制度の内容、サポート料、サポート限度額、お客様ご負担金、その他の条件を変更することができるものとします。

サポート内容、サポート料、お客様負担金、その他の条件は、「サポート内容一覧」に定めるものとし、当社は必要に応じてこれを改定することができるものとします。

前二項の変更については、当社が定める方法によりお客様に周知または通知するものとします。

既に締結されたレンタル契約に適用される本制度の変更時期および変更後の条件については、当社が別途定めるものとします。

第 20 条（本約款に定めのない事項）

本約款に定めのない事項については、レンタル約款、サポート内容一覧、その他当社が別途定める規定および関係法令によるものとします。

第 21 条（合意管轄）

本約款に関して紛争が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 22 条（準拠法）

本約款の成立、効力、解釈および履行については、日本法を準拠法とします。